

## 社会福祉法人 筑北村社会福祉協議会福祉車両貸出実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者（児）及び高齢者に対し、社会福祉法人筑北村社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が所有する福祉車両（以下、「福祉車両」という。）を貸し出すことにより、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 福祉車両の貸出しを受けることができる者は、筑北村の区域内に居住し、社協会員である者で、次の各号のいずれかの要件を備えているものとする。

- (1) 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 要介護認定（要支援認定・事業対象者）の交付を受けている者
- (4) 社協有償サポーター利用会員及び協力会員
- (5) 会長が認めた者

### (貸出期間)

第3条 福祉車両の貸出期間は、午前8時30分～午後5時30分以内とする。

2 第1項の時間については、場所等により申請書の記載により会長が判断する。

3 福祉車両の継続検査及び修理の期間、並びに12月29日から翌年の1月3日までの期間は、貸出しを行わない。

### (申請)

第4条 福祉車両の貸出しを受けようとする者は、借受け希望日の3日前（平日の午前9時から午後5時）までに、福祉車両貸出申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に第2条各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類及び次項に規定する運転者に係る運転免許証の写しを添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、運転者の氏名を記入しなければならない。この場合において、当該運転者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 運転免許を取得した日から1年以上経過していること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による運転免許の効力の停止を受けていないこと。
- (3) 福祉車両による事故を起こした者にあつては、当該事故を起こした日から1年以上経過していること。

3 前項の運転者が申請者と異なる場合は、当該運転者は、福祉車両の利用における補助者として申請されたものとする。

### (決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、貸出しの承認又は不承認を決定するものとする。この場合において、貸出しの承認の決定は、申請の順序による。

2 会長は、福祉車両の貸出しについて承認の決定をしたときは、社協福祉車両貸出承認通知書（第2号様式）により、不承認の決定をしたときは、社協福祉車両貸出不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

### (遵守事項)

第6条 福祉車両の貸出しの承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けた福祉車両を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、交通関係法令、第13条に規定する福祉車両の安全運転管理者の指示事項等を遵守し、安全運転及び事故防止に努めなければならない。

3 利用者は、福祉車両を利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は福祉車両を貸出目的以外に使用してはならない。

### (貸出し及び返還)

第7条 利用者は、福祉車両の保管場所において、社協福祉車両貸出承認通知書を提示して、福祉車両の貸出しを受けるものとする。

2 利用者は、福祉車両の貸出期間が満了したときは、福祉車両を清掃した上で福祉車両の保管場所に返還しなければならない。

- 3 福祉車両の貸出し及び返還の取扱時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 4 福祉車両は、スズキエブリィ（松本880あ1670）とする。車両に設置する車いすについては、標準型（自操式車いす）車いすを貸出しする。
- 5 福祉車両を使用する前に車両に関する使用講習を受ける。

（利用者負担）

第8条 福祉車両の貸出しは、無料とする。ただし、燃料費、有料道路料金等福祉車両の運行に直接必要とする費用については、利用者の負担とする。

- 2 筑北村内の運行に限り燃料費は必要としない。

（変更届等）

第9条 利用者は、貸出しの承認を受けた事項（貸出期間を除く。）について変更が生じたときは、速やかに社協福祉車両貸出変更届（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、福祉車両の貸出しを受けることを辞退するとき又は第2条に規定する対象者の要件を備えなくなったとき、若しくは運転者が第4条第2項に規定する運転者の要件を備えなくなったときは、速やかに社協福祉車両貸出辞退届（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

（貸出しの承認の取り消し）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸出しの承認を取り消し、社協福祉車両貸出取消通知書（第6号様式）により利用者に通知するものとする。

- (1) 故障、修理等により福祉車両の運行が不可能になったとき。
  - (2) 災害等により福祉車両の運行が不可能になったとき。
  - (3) 利用者が偽りその他不正な手段により、貸出しの承認を受けたとき。
  - (4) 利用者が第2条に規定する対象者の要件を備えなくなったとき。
  - (5) 利用者が第6条に規定する遵守事項に違反したとき。
  - (6) 運転者が第4条第2項に規定する運転者の要件を備えなくなったとき。
- 2 利用者は、前項の規定による取消しを受けた場合において福祉車両の貸出しを受けているときは、直ちに当該福祉車両を福祉車両の保管場所に返還しなければならない。
  - 3 社協は、第1項の規定による取消しにより生じた利用者の損害については、一切の責任を負わない。

（事故の取扱い）

第11条 利用者は、貸出しを受けた福祉車両に係る事故が発生したときは、負傷者を救護する等必要な措置を講じるとともに、直ちに警察署等の関係機関並びに社協及び社協が契約している任意保険に係る保険会社に連絡しなければならない。

- 2 利用者は、前項の措置を講じた後、速やかに社協福祉車両事故報告書を会長に提出しなければならない。
- 3 利用者は、貸出期間中に発生した事故については、事故処理の終結に至るまで責任を負うものとする。

（損害賠償）

第12条 社協は、貸し出した福祉車両により発生した事故に係る損害については、社協が契約している自動車損害賠償責任保険及び任意保険（以下「保険」と総称する。）により対応するものとする。

- 2 前項の保険で対応できない損害について社協が被害者に賠償したときは、社協は、当該賠償した額の全部又は一部を利用者に求償することができる。
- 3 社協は、利用者の故意又は過失による福祉車両の故障、損壊又は盗難について、利用者にその賠償を請求することができる。

（安全運転管理者）

第13条 道路交通法第74条の2に規定する福祉車両を所有する社協内事業所の安全運転管理者とする。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。